

# 第8回 関東信越地方年金記録訂正審議会総会 (書面開催)

## 議 事 次 第

### 1. 議 題

関東信越地方年金記録訂正審議会会長の選出について

地方年金記録訂正審議会規則（平成 27 年厚生労働省令第 83 号） - 抄 -

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。